

## 平成30年第3回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成30年9月12日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波 哲也
総務課長	佐々木 正道
企画課長	山内 明
環境経済課長	伊藤 博臣
住民課長	赤塚 暢子
福祉子ども課長	花村 定行
建設課長	森 泰人
水道課長	田島 茂樹
教育文化課長	天野 富三

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩 敬康
書記	中野 妙子

1. 議事日程（第3号）

平成30年9月12日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第67号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 第47号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 日程第4 第48号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第5 第49号議案 笠松町犯罪被害者等支援条例について
- 日程第6 第50号議案 笠松町上下水道事業経営審議会設置条例について
- 日程第7 第51号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第52号議案 笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第53号議案 笠松町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第56号議案 町道の路線認定について

- 日程第11 第57号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 第58号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 第59号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 第60号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 第61号議案 平成29年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 第62号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 第63号議案 平成29年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第64号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第65号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 第66号議案 平成29年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について
- 日程第21 第1号請願 核兵器禁止条約に日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により、順次質問を許します。

1番 竹中光重議員。

○1番（竹中光重君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、連携中枢都市圏進捗状況についてお尋ねします。

国の連携中枢都市圏構想推進要綱におきまして、岐阜市を中心とする連携中枢都市圏に該当する市町の中で、笠松町、山口市、瑞穂市、本巣市、岐南町、北方町と連携し、連携中枢都市圏構想のもと、昨年6月30日には、連携中枢都市宣言が公表されましたが、ことし2月に連携中枢都市圏中心都市、岐阜市の市長がかわられました。その柴橋新市長は、公約の柱として、「住む人・来る人・働く人を増やす 岐阜都市圏100万人への挑戦」を掲げられ、市町間連携による岐阜都市圏100万人プランとし、岐阜県との連携はもとより、大都市名古屋圏との連携及び周辺都市との連携による岐阜都市圏づくりを進めると言われています。

今までは、笠松町のことは笠松町でというように、それぞれの市町が自分たちのまちづくりを行い、自分たちのまちを発展させようとしてきたわけで、それよりも都市圏という一つの共同体として連携を積み重ねることがよりよいまちづくりになるということですが、近隣市町にはどのような事情かわかりませんが、連携中枢都市圏への参加を見合わせている自治体もある中、笠松町は参加しました。

お尋ねします。

岐阜市を連携中枢都市とする連携中枢都市構想に笠松町が参加した理由を教えてください。あわせて連携中枢都市圏における笠松町への最大のメリットとは何か、公共施設の相互利用など、笠松町的生活関連サービスの向上や経済成長の牽引か、都市機能の集積強化につながるのか、具体的に教えてください。

続きまして、セアカゴケグモ対策についてお尋ねします。

新聞報道によりますと、国土交通省木曾川上流河川事務所は、愛知県一宮市の国営木曾三川公園138タワーパークにおいて、この7月末以降で特定外来生物であるセアカゴケグモが合計44匹とその卵が多数見つかったとのことでした。

同河川事務所によりますと、7月31日に公園の定期点検で6匹が見つかり、翌8月1日には30匹を発見、そして13日の点検では、新たに8匹が公園内の側溝のふたの裏側や休憩用ベンチの裏側にいるのが見つかり、速やかに駆除したそうです。また、木曾三川公園に隣接する大野極楽寺公園においても、8月1日にセアカゴケグモの雌2匹と卵11個が見つかったのを皮切りに、8月29日までに雌80匹、雄12匹の合計92匹と卵265個が見つかりました。

愛知県一宮市では、各公共施設敷地内における生息調査を実施されているようで、8月17日には、尾西庁舎駐車場の側溝からセアカゴケグモの雌1匹が、8月20日には木曾川庁舎駐車場の側溝から雌27匹と卵4個が相次いで見つかったと報道発表がされました。

また、各務原市では、8月26日から28日にかけて、市内鶴沼大安寺町にある県営各務原公園内において、62匹と卵162個が見つかり、その場で駆除されたそうです。

生態系や人の生命、身体へ被害を及ぼすおそれがあるため、特定外来生物に指定されているセアカゴケグモは、熱帯から温帯に分布するオーストラリア原産の毒グモで、日本では平成7年11月に大阪府内で初めて発見されて以来、現在では全国各地で生息が確認されております。

セアカゴケグモの雌は強い毒を持っており、かまれると針で刺されたような痛みを感じ、その後、かまれた箇所が腫れたり熱く感じたりするようです。症状のピークはかまれてから3時間から4時間で、その後、数日で回復する例が多く、重症になることはほとんどありませんが、時に脱力感や筋肉痛、頭痛などの全身症状があらわれることがあり、かまれた直後、まれにアナフィラキシーショックを起こす場合もあって、特に乳幼児や高齢者にとっては大変危険な場合があるので、注意が必要となっております。

ただ、セアカゴケグモは攻撃性がほとんどなく、おとなしいクモだそうですので、驚かせない限り人間をかむことはないと言われておりますが、ふだんクモが生息している側溝のふたや公園ベンチの裏側など、子供が誤って手を入れたような場合、クモがびっくりして手にかみついてくることは十分に考えられます。

このような特性を持つセアカゴケグモですが、愛知県内では、一宮市以外にも名古屋市を初め、非常に多くの市町村で生息が確認されております。岐阜県内の生息状況については、岐阜県のホームページを確認したところ、平成20年に海津市の木曾三川公園の駐車場付近において初めて発見され、県内各所で60件以上相次いで見つかっており、県内においても生息範囲が拡大していると考えられます。笠松町近隣の発見状況についても、8月16日に各務原市川島笠田町の川島パーキングエリア内で14匹と卵複数、昨年8月末に岐阜市茜部菱野地内で1匹、一昨年9月に羽島市正木町の木曾川堤外正木運動場において30匹と卵複数が見つっています。

そんな中、県ホームページのセアカゴケグモの県内発見状況の一覧には、笠松町内での発見例は報告されておられません。これは、笠松町がセアカゴケグモの生息調査をした結果、見つからなかったのか、生息調査そのものをやっていないのか、県のホームページから読み解くこと

はできません。ただ、木曾川を挟む一宮市における生息状況や岐阜県内の発見状況を見る限り、この笠松町内においても、いつ発見されてもおかしくない。また、いつ住民らに被害が及んでもおかしくない状況であると言えるのではないのでしょうか。

町長にお尋ねします。

笠松町内におけるセアカゴケグモの生息状況について、町はどのように把握されているのでしょうか。また、その危険性について、町長はどのように認識を持ってみえますでしょうか、お聞かせください。

笠松町には、住民だけでなく、近隣からも利用者が多く訪れる立派な公園である笠松みなと公園や運動公園、北及堤外の緑地公園や先般きれいに整備された円城寺の蘇岸築堤記念碑公園などの木曾川沿いの公園、その他児童遊園地や児童公園など、多くの公園を町で管理されています。これらの公園のほかにも、小・中学校や保育所の運動場、庁舎等公共施設の駐車場敷地内におけるセアカゴケグモの生息調査を実施したことはあるのでしょうか。あるとすれば、いつ、どこで、どのような調査を実施し、その結果はどうであったのか教えてください。

次に、一宮市を初めとした近隣市町村におけるこうしたセアカゴケグモの生息状況を踏まえ、町として今後どのような対策をとるおつもりなのでしょうか、お聞かせください。

最後に、セアカゴケグモ以外にも、スズメバチなどの危険害虫や、最近では東海地方でも生息が確認されたヒアリやアカカミアリなどの危険な特定外来生物の生息調査を町が管理する公共施設において、定期的実施する必要があるのではないかと考えますが、この点についても町長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 1番 竹中光重議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、竹中議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず、中枢連携都市の御質問の中で、岐阜市を連携中枢都市とする構想に笠松町が参加した理由は何かということであります。

これは、国が今、推し進めております連携中枢都市圏構想というのは、地方公共団体間の柔軟な連携を可能として、圏域の戦略的な形成を図る新たな広域連携の制度であり、中核性を備えた中心都市が近隣市町と連携をして、経済成長の牽引や都市機能の集積、強化、そして生活関連機能サービスの向上に取り組むことで、人口減少社会にあっても活力ある地域経済を維持する圏域を形成するというものであります。このことはやはりまちづくりや人口減の対応として大きな枠組みとして、私は、国は合併を今まで支援して進めてきたのが、現行の合併特例法の適用期限が20年3月に来ているのに対して、政府は自治体の基盤強化策をそれまでの合併から圏域への連携と切りかえてきたのではないかと、この連携による住民生活の安

定と充実を図ることの方向性を示してきたものであると思っております。

そういう中で、昨年6月に岐阜市が近隣の市町と連携して、圏域住民サービスを提供する意思をあらわした連携中枢都市宣言というのをしました。連携中枢都市である岐阜市及び連携市町においては、国より事業推進への財政措置があることや、連携市町は岐阜市の施策や事業や施設、そしてまた人材やノウハウをうまく活用することで、大規模な投資をなくしても、適切な負担をもって地域住民が岐阜市のサービスを受けることができるようになってまいります。笠松町においては、今のところ、人口維持を保っているものの、将来的には人口は減少し、税収の減や少子・高齢化による社会保障の増加や公共施設の老朽化への対応など、やはり厳しい財政状況となることが予想されております。

また、特に地勢的に岐阜市とも隣接をして、そしてまた住民生活圏というのは密接につながっているということから、岐阜市への通勤・通学割合は29.5%と、いわゆる国が定めている連携中枢都市圏構想推進要綱の中にある10%を大幅に超えている地域でもあります。これらの状況を踏まえて、笠松町では昨年9月の議会において連携協約を議決していただき、11月2日に岐阜市との連携協約を締結したということであります。

次に、最大のメリットとは何かという御質問であります。笠松町はこれまで国や県からの補助を受けたりして垂直補完による単独のまちづくりを行ってまいりましたが、今後の人口減少社会の到来に向けては、住民生活圏の市町が連携する、いわゆる水平連携や水平補完による新たなまちづくりに取り組んでいくことが必要不可欠であると思っておりますし、この連携中枢都市圏に参加をして、そして活用できることは最大限のメリットではないかと思っております。

平成30年3月に策定をされました圏域の将来像を示す岐阜連携都市圏ビジョンには、具体的な取り組みとして34の事業が掲載をされておりますが、笠松町はそのうち30の事業に連携を進めております。

まず、圏域全体の経済成長の牽引として、圏域企業等の就職合同説明会の開催や、あるいは各市町の商工イベントについてホームページや広報紙を活用した相互PRなどを実施してまいります。

次に、高次の都市機能の集積強化として、岐阜地域の産官学連携交流会の開催や公共施設の将来的な相互利用の検討などを進めてまいります。

最後に、生活関連機能サービスの向上としては、地域の医療や福祉・介護・教育等の連携を初め、地域の生産者や消費者との連携による地産地消や、テレビ放映による圏域情報のPRなどを実施してまいります。今年度より始めましたこれらの連携事業であります。今後とも当町と岐阜市の特徴を生かして、笠松町にメリットのある連携事業の検討を継続的に行って、多くの連携事業を進めて、連携中枢都市圏を活用した魅力あるまちづくりに取り組んでまいり

たいと思っております。

要約すれば、これは独立した今の基礎自治体として、単独で全ての行政サービスを提供するというフルセットの行政からの脱却もあると思えますし、また連携する自治体の政策の効果がこれからは圏域内で相乗的に高まるものとなっていくということも大きなメリットではないかと思っております。

次に、セアカゴケグモに対しての御質問の中で、町内の生息状況の把握と危険性の認識についてのお尋ねであります。笠松町内におけるセアカゴケグモの生息確認についての情報は現在のところございませんが、近隣市町の状況から考えても、当町に生息している可能性は否定できないところであります。

また、その危険性の認識は、議員の言われるとおり、人に危害を及ぼすものであり、町の施設を安全・安心に御利用いただくためには、緊急に防除すべき特定外来生物の発見や情報提供があった場合には県に連絡をし、個体の特定や周辺調査に町職員も同行しながら防除や駆除などを行う体制を整えておるわけでありまして。

2つ目の生息調査の実施の有無についての御質問であります。笠松町単独での調査は実施をしておりますが、県が平成28年度において、人に危害を与え、また生態系や農林水産業に影響を与える特定外来生物の生息分布調査を行っております。調査方法、内容等としては、県、市町村、そしてJA、環境保全NPOや森林組合、あるいは漁協組合や猟友会などから、目的や駆除をした場所の情報をアンケート形式で調査をして、県全体として確認された生物等の名称とその位置を地図上に整理したものであります。笠松町の結果としましては、ヌートリアやミシシippアカミミガメやオオキンケイギク等の分布が認められたところであります。

そして、今後の対策についての御質問であります。今後はやはりホームページ等を中心にセアカゴケグモの特徴や、あるいは発見時の対応方法や通報窓口などの注意喚起や周知を実施していきたいと考えております。

また、特定外来生物の定期的な調査の必要性についての御質問であります。どのような害虫を特定するかは難しいところでありますが、例えば蜂のような人に害を及ぼすような昆虫類については、現在でも発見や連絡等があった場合、施設管理者によって駆除するなどの対応をしているところでありますが、今後は他の市町で確認されている生息確認事例を参考にして、多数の方々を利用する施設において、機会を捉えながら事前対策に努めていきたいと考えております。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） ちょっとつけ足しのようになりますけれども、御質問の中に小・中学校等における生息調査の有無について御質問がありましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

夏休み明け、各学校敷地におけるヒアリやセアカゴケグモの生息について、学校職員が手分けして調べたところがございますが、発見はなかったことをまず報告させていただきます。

生活科や理科の学習では、身近な自然、植物や昆虫等を探し、観察、飼育、その生態を学んでいます。学校訪問に行きますと、昼休み等に虫とりに熱中する児童の姿も多々見られ、季節ごとの生物の活動や成長について興味・関心を持って追求していると感じているところがございます。

しかし、児童が自然に親しむ際には、議員御指摘のセアカゴケグモのような害虫に遭遇する危険性があります。児童が害虫に遭遇したときに、これは害虫だと認識できて、さわらないでおこうとか、大人に知らせようなどの正しい対応の仕方を身につけさせることが、将来にわたって必要な力になると考えています。小学校理科の学習指導要領解説には、野外での学習に際しては、毒を持つ生物に注意するとともに、事故に遭わないよう安全に配慮するよう指導することとありまして、自然観察学習の前には、教科書の自然観察の仕方等を活用し、写真を示しながら、スズメバチやチャドクガの特徴を教え、人に危害を与える虫であり、さわらないように指導しております。これは、生活科の学習に使う教科書でございますけれども、きちんと写真入りでセアカゴケグモについては、子供たちに注意をするように教科書にもきちんと載っているところがございます。

本年度は、夏休みに入る前、7月にセアカゴケグモと同様、特定外来生物であるヒアリについて、小学校に注意喚起を図る文書を送付しました。夏休み明けの8月末には、小牧市でもヒアリが多数発見されたことを受け、ヒアリとセアカゴケグモについて、児童・生徒及び職員に対して注意喚起を図るために、指導資料や掲示物を送付したところがございます。これが、セアカゴケグモ、同様にハイイロゴケグモというのものもあるんですが、一緒にして各学校に配付しまして、今、学校には掲示されているところがございます。

例えば、下羽栗小学校では、この資料をもとに保護者宛での文書を作成しまして、注意喚起を図ったところがございます。スズメバチ等の蜂については、ほぼ毎日、学校敷地内を巡回・点検をしており、巣が小さいうちに駆除を心がけております。5月、ミツバチが巣づくりのために下羽栗小学校に大量に飛来した際、これは運動会の直前でしたが、いち早く気がつき、駆除ができており、児童に被害を及ぼすことはございませんでした。写真を撮ってありますが、これが運動場の入退場門の柱にたくさんの蜂が集まってきたところがございます。即、役場のほうへ連絡をしましたら、防護服をまとって駆除に来ていただきました。

同様にヒアリやセアカゴケグモについても、毎日の清掃活動の際に生息していれば気づくものと考えますが、児童・生徒や教職員が被害に遭わないよう十分気をつけるように指導してまいります。現在まで、学校からはセアカゴケグモ、ヒアリを発見したという連絡はございません。これからも機を逃さず、害虫に対する注意喚起を図り、害虫に気づき、適切な対応ができ

る児童・生徒を育成してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1番 竹中議員。

○1番（竹中光重君） 町長、教育長、御答弁ありがとうございました。

まず、連携中枢都市について再質問いたします。

昨年の第3回定例会、第42号議案 岐阜市及び笠松町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約に関する協議の審議の中でも、何度も耳にした水平補完、水平連携が基本という言葉、果たしてこの言葉が本当であるならば、今現在、真に笠松町が直面しているさまざまな問題について、もっと声高に岐阜市に対して一緒に取り組んでいきましょうと連携要望を上げるべきではないかと思えます。

具体的一例を申しますと、新ごみ処理施設建設までの間における可燃ごみ焼却処理に係る連携要望です。

現在、三重県伊賀市の民間処理施設に毎日搬出している可燃ごみの焼却処分費、運搬費及び積みかえ経費などのごみ処理に係る予算は約5億4,600万円、現行の積みかえ方式に移行してから約1億円の増加となっていると聞いております。先般、町廃棄物減量等推進審議会より、一般廃棄物の減量化等に向けた新たな施策として、ごみ処理に対する適正な受益者負担及び生活系ごみの排出方法の見直しについての答申書が提出されておりますが、具体的な実施に至るにはまだ時間がかかると思われます。それまでの間、町では主に三重県伊賀市の民間処理施設まで可燃ごみを排出し続けなければならないのですが、その処理経費について莫大な予算が必要であり、ただでさえ厳しい笠松町の財政を圧迫する一因にもなっております。

この可燃ごみ処理も、連携中枢都市圏3市3町の中で伊賀市に搬出しているうちの一部を処分できるようなごみ処理に係る連携事業、生活関連機能サービスの向上に資するものとして要望することは不可能なのでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 生活ごみ等の処理というのは、やはりそれぞれの自治体の固有の責任であることから、今それぞれでやらせていただいている中で、私どもは前から岐阜市、そしてまた羽島郡、羽島市との共同処理で、ごみを施設組合を結成して進めてきている。それが新たな施設組合になるまでは、私どものそれぞれの自治体が責任を持ってやらせていただいている。中枢連携というのは、私どもと岐阜市との1対1の連携になるわけでありますから、当然そのような連携の中でのいろいろな34の事業の中で、今我々は30事業を選定して進めておるわけであります。今言われたごみの共同処理ということは、岐阜市と連携したら岐阜市が笠松町のごみを面倒見てやってくれという御質問なのか意味かわかりませんが、そういうような話であったとすれば、これは今、岐阜市が自分たちのキャパでいっぱいになっている中で、それを

我々や羽島や、あるいはほかの町村のごみを処理する能力がなければ、我々も他の市町村もそういう連携というのはやっぱり難しい部分があるのではないかと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） 連携中枢都市圏に参加したメリットとしての一つがごみ処理の一部処分というところではございましたが、なかなか難しいという御判断でありますので、お尋ねしたのは、それを要望することが不可能なのではないかというところで、不可能であるというふうに理解させていただきます。

続きまして、セアカゴケグモ対策についての質問に移させていただきます。

セアカゴケグモの危険性に対する認識についてですが、1 回目の質問の際に御説明したとおり、クモ自体は攻撃性が低くおとなしい性格だと申し上げたとおり、必要以上に危険性をあおる必要はないかもしれません。ただ、平成25年1月に九州の福岡市の公園内で30代の男性が清涼飲料水の自動販売機で缶コーヒーを購入し、取り出し口から商品を取り出そうとした際に、セアカゴケグモと見られるクモに手をかまれるという事案が発生しております。この男性は、かまれた箇所が徐々に痛み出し、しばらくした後、頭痛や吐き気を訴えたため、119番通報の後、そのまま入院されたそうです。幸い命に別状はなかったとのことでありました。公園利用者が側溝内やベンチの裏側に手を差し入れることは余りないことかもしれませんが、自動販売機から商品を取り出す行為は、ごく普通の日常動作であり、このような場所にも毒グモが生息している可能性があるということは、大変恐ろしいことではないでしょうか。

そして、この福岡の一件で注目すべきは、自動販売機に取り出し口に潜んでいたクモにかまれた時期が、冬の1月であるということです。春から秋にかけて日当たりが悪く、雨が当たらない屋外で生息していたセアカゴケグモが暖かい場所を探して移動し、暖かい自販機の内部や建物の中などを仮のすみかとして越冬している可能性が高いということです。笠松町内の公園でも、みなと公園では、あずまやに清涼飲料水の自動販売機が設置されており、立派な公衆トイレがあずまやの隣や公園内にも設置されているなど、セアカゴケグモの越冬場所としては十分な環境が備わっているように思います。

このような話をして勘違いしていただきたくないのですが、私は何もセアカゴケグモ対策として公園内の自動販売機を撤去しろとか、屋外便所を冬期閉鎖しろというつもりはありません。そのような越冬場所にクモが移動してくる前、つまりクモが最も活発に活動する10月までの間に、公園内など公共施設敷地内におけるセアカゴケグモの生息調査と生息が確認された場合の成虫及び卵の速やかな駆除を各種公園等、公共施設の維持管理に関する業務の一環として実施する必要があるのではないかと。そして、その調査結果について、住民はもちろん、住民以外の公園利用者に対しても、何らかの方法により広く周知することが公共施設の管理者としての責

任ではないかと考えます。

先ほどの町長の答弁では、発見情報があった場合には、町と県の職員が早急に調査を行う体制を整えているとのことですが、今のお話を踏まえ、10月末までには、生息調査及び駆除を実施することについて、いま一度お考えをお聞かせください。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、例で挙げられたみなと公園等においては、私どもの職員が生息調査をする以前に、毎日警備員が巡回し合いますから、そういう中でそういう知識をきちっと打ち合わせた中で、今の注意をして監視をすることはできると思いますので、そのことはまた対応を進めてみたいと思います。

ただ、全部の施設を職員が回ってということはなかなか難しいものがあります。今はセアカゴケグモについての特定のお話ではありますが、国や県からは、いわゆる緊急に防除すべき特定外来生物として約30の外来生物があるわけであります。それが生息しているのは、全て公園とか家とかだけではなくて、いろいろな部分があるんですが、我々が今できることは、例えば運動公園にしても、下羽栗の公園にしても、今のみなと公園にしても、住民の皆さんに注意喚起を伝達して、少しでもそういう知識を持っていただいて、発見したときに連絡をいただく、それが一番今、確実な方法でもあると思います。言われたように、みなと公園の対応はそういうことと同時に、ほかの大きな公園に関しても、どういう調査や対策ができるかは、まだ研究はしていませんが、今言われたように、駆除すべき外来生物に関しての対応というのは、ちょっと考えて対応しなきゃならない部分があるんじゃないかと思っています。

限られた中での対応でありますから、いろんなことを調査しなきゃならないと思います。たまたま今、豚コレラの中で大きな体制をとって、町の職員も24時間動員の中でやっていることがあったり、いろんな状況がありますから、そういう大きな事故になる前にやはり今言われたような調査や検視というのは大事だと思いますから、対応を考えてみたいとは思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

注意喚起というところではございますけれども、おっしゃられるとおり各公共施設、特にセアカゴケグモが生息しそうな公園において、例えばセアカゴケグモに関する注意書き、特に毒を持っている雌や卵の、先ほど教育長からの御答弁にもありましたが、それを写真に載せて、見つけたら絶対素手でさわらないことや、見つけたらすぐに建設課へ連絡するように等を記載した看板をせめて早急に設置すべきと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） たまたまきょうの新聞に載っていましたよね。大野町でそれが発見されて、県と対応して駆除をしたということでありました。そして、駆除した後に、その公園に対して看板で注意喚起を促したという記事も載っていました、ちょうど今、議員が言われたように。ただ、セアカゴケグモだけではなく、公園に生息しそうなのはいろいろあると思います。それだけ喚起するのは手落ちになってしまっただけではいけません、今のアリとかクモとかというのは可能性があると思いますので、何らかの注意喚起をお願いして、看板類等でやれることは大きな成果になると思いますから、皆さんに注意喚起をできるように1回体制を考えてみたいと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） ありがとうございます。

注意喚起及び生息調査の結果について、広報「かさまつ」や町のホームページでも記載も早急に実施すべきではないかと考えますが、あわせていかがでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほどの答弁にも申し上げましたように、ホームページを中心にいろいろな注意喚起を促すこともやらせていただきますし、広報というのは当然皆さんが見られることがありますので、そういうことも含めて対応を進めていきたいと思っています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） ありがとうございます。

それでは、かまれた後の対処法についてお尋ねします。

例えば、みなと公園内でセアカゴケグモにかまれた場合、応急処置等、どのようにすればよいのか教えてください。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

かまれた場合の対応でございますが、かまれましたら、そのかまれた場所を速やかに水や温水でまず洗い流していただくことが1番目になります。その後、速やかに医療機関にかかっていただきたいという流れになります。その場合、もしかまれたクモを殺して持参をしていただきますと対応が早いというようなことでございます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） ありがとうございます。

医療機関にかかっていただくというところで御答弁いただきましたが、その医療機関におけ

る治療法についてお尋ねします。

原産国のオーストラリアでは、年間数百名がかまれているようですが、治療法に関する研究が非常に進んでおり、1956年にセアカゴケグモに係る抗毒素血清が導入されて以降、一名の死亡者も出ていないとのこと。クモにかまれた箇所が激しく痛む局所症状だけであれば、抗毒素血清まで使用する必要はありませんが、頭痛、発熱、目まい、吐き気、全身の発疹などの全身症状があらわれてくれば、できるだけ早く抗毒素血清を注射する必要があるそうです。環境省外来生物対策室のホームページ上においても、抗毒素血清による治療が必要との記載もあります。

先ほどの話にもありました福岡市では、市内の病院にセアカゴケグモの抗毒素血清が配備されているそうです。ただ、この抗毒素血清はオーストラリア製で、当時、薬事法上承認されておらず、備蓄する病院が直接オーストラリアから輸入しており、価格も10人分で約50万円、備蓄更新期間は2年というものであったと聞いております。

もし笠松町内でセアカゴケグモにかまれ重症化した場合、町内もしくは近隣自治体の医療施設において、抗毒素血清による治療を受けることは可能なのでしょうか、教えてください。

○議長（尾関俊治君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

抗毒素血清は、笠松町内にも総合病院がありますので、ひょっとしたらそちらにはあるのかもしれませんが、町としましてはそこまでの把握はできておりません。

〔1番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

血清があるかないかよくわからないというところですので、より注意喚起が早急に必要であるというふうに考えます。

それでは、先ほど町長のお話にもありましたが、蜂ですね、その他の危険害虫に係る生息調査についてお尋ねします。

新聞報道によりますと、8月26日、長野県松本市の乗鞍高原で行われた自転車レースで、コース上の橋の欄干の支柱内に巣をつくっていたキイロスズメバチに多数のレース参加者が襲われ、負傷者は61名に上ったとのこと。全国的に見ても、スズメバチが一番活発となる秋において、蜂に刺されて死亡する事件が毎年30件から40件ほど発生しているそうです。この9月から11月上旬にかけての時期は、笠松町内においても多くの来場者が見込まれるリバーサイドカーニバルを初め、各種団体主催によるスポーツ大会など、公園などを利用した屋外でのイベントや行事が例年数多く開催されております。

人間から手を出さない限りかまれないセアカゴケグモと違い、スズメバチは巣に近づいた

けで集団で攻撃してきます。そうした意味では、スズメバチのほうがより身近な存在で、しかも非常に危険な生物であると言えます。スズメバチの巣は、3月ごろから女王蜂が巣をつくり始め、4月ごろまでに大きさが最大になると言われております。そこで産みつけられた卵から幼虫、さなぎの期間を経て成虫となって巣別れしていくまでの9月から10月にかけてが最も攻撃的となり、人が刺される可能性が一番高い時期であります。このような時期だけでも営巣の可能性が考えられる公園や学校等、公共施設における生息調査や事前のように施設利用者からの通報に頼るのであれば、蜂の巣を見つけた場合の注意事項や通報先を記載した立て看板などを施設内に設置して、利用者に対する注意喚起を行うことが、先ほどのセアカゴケグモでの件でも申し上げたとおり、公園など施設を安全・安心して利用してもらえるための公共施設を管理する者の責任ではないかと考えております。

先ほどの町長の答弁におかれまして、今後は活動が活発となる時期を中心に目視調査を実施するなどして、事前対策に努めていきたいとおっしゃって見えましたが、今のお話のとおり、この9月から10月にかけてスズメバチが最も攻撃的となることから、公共施設におけるスズメバチの生息調査及び対処法などに係る周知啓発を速やかに実施することについて、いま一度、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 質問の中でいろいろ御注意をさせていただいたり、あるいはこれから気をつけなきゃならないことの提言をいただいたりしたことは大変重大なことだと思っております。

ただ、今申し上げたように、特定外来生物というのは約30種類の生物が指定されているわけですから、そういうことも踏まえて、蜂もクモもアリも、あるいは亀のようなものも、いろんな生物も全て含んでおりますので、どう注意喚起をして皆さんに知らしめたらいいかということもやはり研究しなきゃならないことだと思います。

全ての生物に対して、我々は訴えたいと思いますが、今言われたように、30種類の生物を載せて看板を立てても、誰もが理解できるわけではないですし、施設的な問題もあるかもしれません。今言われた蜂とかクモとかアリとか、本当に生活の中に入ってくるようなものに関しては、注意喚起をどのように促したらいいかということも含めて研究をして対応を考えていきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

質問は以上で、最後ちょっと御要望だけ、町民の皆さん、誰かに被害が発生してから、想定外の出来事でしたと一言で片づけてしまうことなく、今、行政がなすべきことを着実に履行していただけますよう、広江町長初め、町職員皆様方の一層の奮起、尽力を期待しておりまして、

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） この際、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10番 長野恒美議員の質問を許します。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず1つ目に、生活保護世帯や高齢者等への暑さ対策についてでございます。

ことしの猛暑は、人間を初めとする生き物に大きな影響を及ぼしました。6月27日付で厚生労働省社会・援護局長名で、生活保護法による保護の実施要領についての一部改正について通知が出されました。生活保護開始時に冷房器具がついていない場合で、7月1日から一時扶助の家具什器費としている要件に熱中症予防が特に必要とされる者がいる世帯に該当する場合は、5万円の範囲内で福祉事務所が必要と認めた場合は、ほかに設置費も出しますという内容だということです。

そこでお尋ねします。

現在、当町の生活保護世帯はどれくらいで、何人でしょうか。そして、6月27日の通知で措置された世帯と人数はあったか、あれば、どれだけあったのかお尋ねします。

2つ目に、7月1日以前に生活保護を受けた方は自分で費用をためるか、貸し付けを利用して設置をしているということです。この厚労省の対応は片手落ちではないかと考えます。どの人も暑さは同じであるので、冷房器具のついていない人を対象にすべきではないかと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

3番目に、生活保護の方に貸し付けができる貸付制度はあるでしょうか。あったら、その制度を教えてくださいと思います。

4つ目に、生活保護世帯のエアコン設置状況や利用状況などの把握が必要だと考えますが、どのようにされているのかお尋ねします。私が訪ねた方は、電気代が心配でとおっしゃって冷房をつけないでおいででした。

5つ目に、この措置は、熱中症による健康被害防止のための措置であるなら、必要な人への支給、電気代を気にせずエアコンをかけられる生活扶助費の増額や夏季手当も検討されるべきだと考えますので、要望を国に上げてほしいと思いますが、それについてのお考えをお尋ねします。

ことしのような暑さが続けば、貧困家庭や高齢者家庭、年金生活者などや、殊に病人を抱え

ていらっしゃる家庭についても心配されます。福祉会館を中心に、暑さや寒さの避難所として開放するなどの対策を考えることの必要を考えますが、検討できないのかお尋ねします。

次に、ブロック塀の除去等の支援についてお尋ねします。

まず、県下のブロック塀等の除去に関する支援制度の状況をお聞きしましたところ、2018年7月4日現在で、岐阜県内では9市2町でした。当然、2町の中には笠松町が入っています。当町の早い対応はありがたいと思っています。

しかし、上限額についてですが、標準工事費7,800円は今度の改正前の標準額です。そして、町としては道路に面した分だけを補助するんですが、除去される方はその部分では終わりません。壊して、安全な塀に囲いを完成されます。

岐阜市では、補助限度額30万円、通学路については、2020年3月までで50万円とされています。岐阜市並みに拡充できないのかお尋ねします。

また、標準工事費は、ブロック塀の撤去のための工事費をいうのでしょうか。笠松町防災及び緑化に関する補助金交付要綱は昭和58年3月26日に成立し、その後、昭和59年10月1日、昭和62年3月21日、平成19年11月15日、平成27年12月28日と今度の7月1日からと5回改正されていますが、この標準工事費の算出はどの時期に行われたものなのか、またその根拠をお尋ねします。

2つ目に、道路に面した生け垣の設置についてですが、11市町のうち、岐阜市、土岐市、北方町では、緑化に対しては1分の1と全額補助となっています。岐阜市では、岐阜市みどりのまち推進財団が事業執行をしているとのこと。

私は、町民が森林環境税として1人1,000円を納めており、その総額は年間、笠松町として平成29年度ですが、1万1,176人が1,000円を納め、1,117万6,000円が環境税として上納している部分とお聞きいたしました。緑化についてはこの県税で、対応していただくような形で全額補助にできないものだろうかと思いますが、難しいことなのかどうなのかお尋ねします。

なお、円城寺の厩舎についてですが、そのブロック塀についてはどのような対応になるのか、また民間企業でのブロック塀についての対応もこの要綱で済まされていくものなのかどうか、お尋ねします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の生活保護世帯の世帯数や人数についてのお尋ねですが、笠松町においては、現在、生活保護を受給している世帯というのは71世帯92名の方であります。

また、今回の生活保護法による保護の実施要領についての一部改正というのは、御質問の中

にあったように、7月1日に施行をされましたけど、いわゆる4月1日から6月30日までの間に生活保護が開始された方には適用されるということでもあります。

また、笠松町においては、4月以降に生活保護が開始された方は1名お見えになりますが、この方は既に居室においては冷房器具が設置をされておりましたので、この通知により措置をされた世帯ではありません。

次に、7月1日以前に生活保護を受けた方に対する貸し付け等の問題で、利用することの問題ではありますが、いわゆる実施要領の一部改正につきましては、これは一時扶助における家具什器費の見直しが行われたものでありますから、対象については、先ほど申し上げましたように平成30年7月1日に施行されて、平成30年4月1日から6月30日までの間に生活保護が開始された方も適用になるということでもあります。

また、この一時扶助というのは、新たに生活保護を開始する際に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合に特別に支給をされるものでありますから、議員の御指摘があった平成29年度以前に生活保護が開始された方に対しては、やはり今回の改正の適用とならないことについては一時扶助という性質上、過去に遡及できない部分がありますのでやむを得ない部分があるのではないかと思います。

また、この一時扶助については、岐阜地域福祉事務所が決定をして、支給が現在行われておるところであります。そして、それに対しての貸付制度の有無の御質問ではありますが、冷房器具の購入や設置費用の持ち合わせがない場合の貸付制度につきましては、全国の社会福祉協議会が行っております生活福祉資金の緊急困窮資金と、笠松町の社会福祉協議会が行っております応急生活の対策資金の貸し付けを利用することが可能であります。当然、どちらも返済を前提とした貸し付けであります。

町としましても、困り事の相談があった際には、この貸付制度についても丁寧に説明をし、対応してまいります。また、平成28年7月には、笠松町の社会福祉協議会が行っております、今申し上げた応急生活対策資金を利用してエアコンの設置があったのが1件御利用をいただいたということでもあります。

また、生活保護世帯の皆さんのエアコンの設置状況や利用状況の把握についての御質問であります。生活保護世帯の方の生活状況や健康状態などの確認のために、定期的に岐阜地域福祉事務所と町の担当者と一緒に家庭訪問を行わせていただいております。エアコンの設置状況などの把握については、7月以降、定期訪問の際に健康管理の観点から確認をさせていただいております。8月末までに現在43世帯の確認が終わっておりますが、設置をしていない世帯はございませんでした。今後も、この定期訪問時にエアコンの設置状況なども含めて、困り事や健康状態についての確認などを継続して実施をしてまいりたいと思います。

そして、冷房器具の支給対象の拡大や扶助費の増額、そして夏季手当としての対応に関する

国への要望についての御質問であります。生活保護費の一時扶助費の中には、暖房器具の購入費用があり、11月から3月までの間は冬季に係る灯油代や暖房代などの支出に対応するために生活扶助費に冬季加算というのがありますが、議員御指摘のように、夏季加算というのはありません。このような中で、近年、地球温暖化に伴って気温が上昇したり、猛暑が続く中、いわゆる熱中症等から体を守るためには、やはり暑さに対する措置は必要であると考えております。

町としましては、定期訪問時に生活保護世帯の皆さんには生活状況を確認しながら、必要であれば、既に生活保護を受給している世帯で冷房の器具が設置されていない世帯の皆さんへの支給とか、あるいは冷房代などの支出に対する夏季加算という制度については、私どもも県を通じて国への要望を促してまいりたいと思っております。

次に、福社会館等を中心とした、暑さ、寒さの避難所の開放についての御質問であります。福社会館を初め、町内の公共施設というのは、各種団体やさまざまな事業などで多くの方が利用されておりますので、公共施設を暑さや寒さの避難所として開放するというのは難しいのではないかと考えております。

現在、福社会館については、60歳以上の方という年齢制限はあるものの、入浴やマッサージなど自由に御利用いただいている中で、1階のロビーにおいては、開館時間内では休憩場所として御自由に利用していただいております。その他の公共施設につきましても、同様に各施設のロビーなどにおいて休憩場所として御利用をいただければと思っております。

また、これは私どもの周知不足かもしれませんが、国や県では、地域の涼しい場所をみんなで共有する取り組みであるクールシェアを推進しておりますが、これは広報「かさまつ」の8月号にも、ぎふ清流クールシェアキャンペーンの記事を掲載させていただいております。笠松町においては、このクールシェアスポットとしては歴史未来館や町内のスーパーの2カ所が登録をされておりますので、今後、皆さんに御利用いただけるようにわかりやすい周知に努めてまいりたいと思っております。

2つ目に、ブロック塀の除去等の中でこの補助の拡充をできないかということと、標準工事費の7,800円の積算根拠についての御質問であります。ブロック塀の除去に対する補助制度につきましては、当町では昭和58年4月から施行をさせていただいて対策に努めてきたところでありますが、6月18日に発生した大阪北部地震においてブロック塀の倒壊による被害が発生したことを受けて、改めてその危険性を認識したところであります。

御承知のとおり、7月1日からブロック塀除去に対する補助制度の拡大を図って、特に通学路に面する部分については、児童・生徒の皆さんの身の安全を守るために早急な対策を促す必要があるとの考えから、さらに補助率や上限額を上乗せして対策を講じたところであります。

現在、ブロック塀除去については、11件の申請と24件の問い合わせ等をいただいているとこ

ろであります。今回の制度拡充によって事業の促進が図られているものと判断をしております。引き続きこの制度の活用については自主防災会等を通じて啓発をし、危険箇所の解消を図っていきたいと考えております。

お尋ねの標準工事費の7,800円につきましては、昭和58年の補助制度施行当時の金額で、詳細の積算根拠までは確認できませんでしたが、ブロック塀の除去に係る費用というのは、いわゆる塀の高さや長さ、そしてまた施工手法によりさまざまありますが、標準的な実勢価格と比較しても大きな差異はないことから、現在も同一の標準工事費とさせていただいております。

それにもう一つ、森林環境税の御質問であります。生け垣に対する助成制度としては1メートル当たり3,600円を標準工事費として、その10分の3に当たる1,080円を4万円を上限として補助をさせていただく制度であります。

この制度の趣旨というのは、町内の緑化推進というのが目的であることに対して、いわゆる森林環境税の使途としては、100年先の森づくりや、森林、水を生かした環境に優しい社会づくりや、あるいは自然生態系の保全と再生、そしてまた人づくり、仕組みづくり等の事業に充当することが規定をされておるわけであります。清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱によって事業実施をしているところでもありますので、議員が言われるような生け垣に対する助成として財源を活用することは難しいと思っております。

それともう一つ最後に、競馬場の塀についての御質問がございました。競馬場に関しましては、今、競馬場の中でリニューアル問題を検討して計画をしている最中でありまして、当然、御指摘の厩舎の塀についてもその中に入っておるわけでありまして。競馬場から多くの計画と申請が出れば、今の私どもの体制の中での補助対象になると思っておりますが、まだ競馬場も、私も含めて、今は計画策定中の中でありまして、そういうことも踏まえて進行を見詰めておるわけでありまして。なかなか古い厩舎でありますし、塀も古い塀でありますから、その危険度も承知している中での計画でありますので、もう少しお待ちいただいて体制を整えてまいりたいと思っております。

補足させていただきますが、私どものブロック塀の補助というのは、個人とか民間の事業者に対しては対象になっておるんですが、いわゆる競馬組合という公共団体に対しては対象外であるようでありまして、私どもの支援の対象外であるようでありまして、競馬場自身が今申し上げたりリニューアル計画の中の一環として対応を考えておりますので、できるだけ早く独自に対応できるように努力をしてみたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

生活保護の関係で一番気になるのは、本当にぎりぎりの最低限の暮らしをされている方、憲法25条に書いてある人間らしい生活をという点からいきますとまだまだ十分じゃない中で、本当に暮らしを気遣いながらやっていらっしゃる方が多いことなんです。そういう中で、ほぼ回っていただいた43世帯は冷房器具がついていたということですが、その貸し付けのお金なんです、社会福祉協議会で全国的にされている生活の関係での貸し付けの限度額はどんな額なんですか、まずそれをお尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

全国社会福祉協議会の貸し付けにつきましては、10万円となっております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 10万円が限度だと思いますが、生活保護の方たちの手続は簡単に福祉課か福祉センターへ行けばすぐにできるものでしょうか。

そしてもう一つ、笠松で応急的にすぐ使えるという、使えるかお貸しいただけるのはたしか1万円だったように思いますが、その後、この額については変えられているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず、御相談には、福祉子ども課にお越しいただければ御相談に乗らせていただきます。あと、町の社会福祉協議会の貸し付けにつきましては、現在2万円となっております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 冷房器具の最低でも5万円以内と国は言っているんですが、大体設置と両方合わせると七、八万円かかるのではないかと考えておりますが、まず全国社会福祉協議会のほうは、福祉子ども課でお話をして、そのお話を聞いた関係では、すぐにその手続はできていくというふうに思っていますか。

そして、笠松町の社協として応急、すぐ間に合うためにというのが2万円に引き上げられたのはいつだったのでしょうか。それで今後、これももう少し上げていく検討というのはできていないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

すぐに御相談いただければ貸し付けがすぐできるかということ、やはり貸し付けをするにはいろいろ調査であったりとかということもありますので、お話を聞いた上で迅速に調査等をして、

該当になるのであれば早目というふうを考えております。

あと、社協のほうの2万円につきましては、平成27年4月からとなっております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 71世帯92名ということですので、まだ全部を回り切れていないし、3カ月に1回か、必ず民生委員さんで訪問される仕事になっているんですね、訪問のことについては。その点、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

定期訪問につきましては、その方の生活状況とか健康状態とかいろいろあるんですけど、それによりまして訪問する間隔というのがばらばら、まちまちになっております。訪問する際には、県の岐阜地域福祉事務所の職員の方と町の職員とで訪問させていただいています。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 生活保護のいろいろ風評やいろんな批判があったりするんですが、実際には大体定期的に回る職員さんの人手が足りない状況が日本中の中にあって、十分できていないという話もありますが、笠松町の場合は福祉事務所を持っているわけじゃないので、県の方といつも行動も相談もしていかなきゃならないし大変だと思いますけど、その十分な体制ってできていますか。

本来なら3カ月に1度というような基準があるんじゃないかと思ったけど、違いますかね。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

定期訪問の基準というものは今のところないかと思いますが、生活保護の世帯の方々の状況によって、例えば保護が始まったばかりでありますと、やはりちょっと近いうちに訪問して生活状況とかを確認しないとイケませんし、施設のほうに入っていられる方ですと1年に1回とかという状況になってまいります。

その方の状況に合わせて訪問のほうはしておりますが、職員も担当1名で地域福祉事務所の方も1名で、2名で回るんですけど、今のところ忙しくてというようなことはなく、地域福祉事務所の方も一緒ですので、十分回っているんじゃないかと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） その点では、71世帯92名というと、この中には施設に入っていられる方もあるのですが、43世帯を回って全部ではないですね、網羅されたわけではないの

で、残りの中で、特に笠松町に、施設じゃなくて住んでいらっしゃる方の冷暖房両方ですよ、その状況だけは一日も早くつかんだ上で、何とかきょうは涼しくなっておりますし、夏はこれで終わるかもしれませんけれど、来年度に向かってのこともありますし、また冬はどんな形で来るのかわからないので、状況だけは調査をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次にブロック塀のほうをお願いします。

本当に笠松は早くからこの対応があり、また早速に11件申請、24件の問い合わせということで、皆さんも関心を持ってくださるだけに、お金の問題は随分かかるもので、うちの近所でもたくさんもらえるんでしたねという話がありますが、町の財政の問題もありますが、大阪府堺市での取り組みで、ちょっと参考に聞いていただきたいと思います。

大阪府堺市は、指定通学路に面する60センチを超える危険なブロック塀の撤去と、撤去後に設置する軽量フェンスの設置に対する補助金制度を創設しました。その中身ですが、まずブロック塀等の撤去で補助限度額15万円、そしてその見積もりは高さ、長さで1平方メートルにつき1万3,000円、そして2つ目に、撤去後に設置する軽量フェンス等の設置については補助限度額25万円、見積もりの面積は先ほどと同じように1平方メートルにつき2万2,000円という見積もりをされています。

もちろん、堺市とは地域的にも違いますが、私は工事費についてももう少し正確に壊す費用、そしてどういうものを設置するか、それによって考えていくべきだと思いますが、今後の中でこうした検討や、よその地域も見ながら妥当な線を出していただけるようお願いをしたいと思います。お考えをお尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今お話があったとおり、私どもは昭和58年からこれを採用させていただいて、大体ずうっと年間たくさんあるわけではないですが、大体2件から3件はずうっとあったようであります。

それで、私どもが急遽、大阪の地震が発生したときからすぐ対応をさせていただいてやらせていただいた補助制度でありますから、そうしたら11件、問い合わせが24件という、やっぱり皆さんも関心を持っていただいて進めていただいたことになったことはありがたいことだと思います。できるだけ、またそういうことに関しては皆さんにお願いをしながら、地域の安全を守るためでありますし、みんなのためでありますので、御理解をいただいて進めていきたいと思っております。

ただ、補助額の増額や、あるいはそういうものに関しては、今のところは今の制度を周知して進めたいと思っております。そのことについては、また改めて時期を見て考えなきゃならないときがあるかもしれませんが、今はそのことを周知させていただいて進めたいと思っていま

すので、それはまた御理解をいただきながら、みんなで進めていければと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 昭和58年度の工事標準ということですので、これについてはどこかで検討をすべきだと思いますので、そのようなことをお含みいただき、執行されていくことを私も見詰めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

終わります。

○議長（尾関俊治君） これをもって一般質問を終結いたします。

---

日程第2 第67号議案から日程第20 第66号議案まで及び日程第21 第1号請願について

○議長（尾関俊治君） 日程第2、第67号議案から日程第20、第66号議案までの19議案及び日程第21、第1号請願を一括して議題といたします。

第67号議案の提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） 追加の議案がお配りしてあると思っておりますが、お開きいただきしたいと思います。

第67号議案の平成30年度笠松町一般会計補正予算（第4号）を追加提案させていただきます。補正額は251万5,000円であります。

今回の追加補正であります。まず平成30年8月31日に発生いたしました落雷により故障した松枝小学校職員室に設置してあります自動火災報知器設備、これは平成4年製らしいですが、それに加え、夏休み期間中に実施いたしました消防設備点検において笠松小学校の非常放送設備、こちらは平成10年製であります。こちらに不良箇所があると診断されたことに伴いまして、直ちに故障箇所を確認するとともに、万が一の火災に備え、火災時に消防本部へ自動通報がされない等のおそれがありますので、早急に設備整備が必要であることから、工事請負費の増額補正を追加で行うものであります。

金額的には、松枝小学校のほうは自動火災報知設備の故障でありまして約100万円。こちらは落雷が原因であるため、全て全国自治協会の建物災害共済で対応できます。そして、笠松小学校のほうは、こちらは経年劣化ですが、内容的には非常放送設備といひまして、火事があると自動的に火事ですという通報をするものでございます。

財源につきましては、ただいまの保険で足りない分につきましては、財政調整基金を繰り入れて対応するというものでございます。

また、御承知のように台風21号の関係でございひますが、樹木の倒壊等により損害が発生した案件につきましては、緊急性のあるものについては、既存の予算で現在対応中でありひますが、

今回は堤防の桜木とか街路樹、あるいは公園の樹木、そして河川公園の樹木ですね、こういった広範にわたっております、現在、復旧費用及び多少補償しなければならない物件もありますので、これを現在精査中であります。

もし本議会中にこの計算ができれば、改めて補正を追加で提案させていただきますので、そのときは御審議賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。この際、第67号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についてを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案を先議することに決しました。

第67号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

第47号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 歳出の7ページにあります防災対策費271万8,000円があるんですけども、これはブロック塀の撤去の件だという説明があったんですが、先ほど長野議員の質問にもありましたように、ちょっと回答がなかったんで確認をさせていただきたいんですが、いわゆるブロック塀の撤去については上限が一般道路で15万円、そして通学道路で20万円ということに今度金額が上がったんですけども、工場なんかにある大きな塀ですね、面積が全然違うわけですね。今の15万とか20万というのは一般家庭というか、民家を対象にしていると思うんですね。

それで、工場なんかで、先ほど言いましたように非常に面積の大きいのがあるわけなんですけれども、それも同じ上限金額でやるのか、やっぱり面積を考えてやらないとかわいそうやないかなという気がするんですけどね。その辺をお尋ねしたいのが1点と、それからちょっとこ

これは関連になるんですけども、地震での防災対策費ということで、ブロック塀のことではないんですけども、4月に起きたJRの円城寺のガード下の破損したところですね、一向に工事をやっていないんですけども、まだむき出しになっている。それで、北海道のようなあんな地震が起きたら、当然あれは倒れるわけですね。

それで、5月に説明があったときには、ぶつけた車の保険会社と話をして、6月の終わりまでぐらいには工事を完了させるような話があったんですが、今もう9月に入っているんですけども、一向にやっている様子がない。それで、今までの間にそれに対する説明もなかったわけなんですけれども、状況説明もないんですが、どうなっているのか、ちょっと説明をお願いしたいということで、この2点をお願いしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、お答えをさせていただきます。

補助金の交付要綱の中の限度額上限についてのお尋ねでございますが、こちらのほうは一般家庭、あと民間の事業所さん、同様の上限額を適用させていただいているところでございます。

この補助要項で対象になりますのが道路に面したブロック塀ということで、逆算割り返しいたしますと、大体おおむね総延長で40メートルほどの延長で上限に達するというような状況になっております。なので、今までの実績から申し上げますと、一般家庭の方では限度額の中でおさまってくるということと、事業所の中では、今おっしゃいますように上限額まで達する事業所の方もいるというような中で今運用をさせていただいているという状況でございます。

○議長（尾関俊治君） 田中建設水道部長。

○建設水道部長（田中幸治君） JRの橋桁の防護工の件でございますが、こちらにつきましては、途中経過の話をしていなかったということでございますが、現在も担当しております保険会社と常に折衝しておりまして、JRの鉄道軌道上の近接工事ということになりまして、こちらの工事を行うためには鉄道工事検査員という資格を持った方が工事の立ち会いを行わなければなりません。その検査員の日程がなかなかつかない、それから検査員の数も非常に少ないということで、その日程がなかなか調整がつかず、現在に至っておる状況でございますが、工事の準備は既にできておるんですが、その調整がつき次第、工事を開始したい、そのように報告を受けております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ブロック塀の民家と工場の件は、補助要項ではそういうふうになってしまっているんですが、それを考え直すことはできないかということをおっしゃったんでして、40メートルで考えておるといふ説明を受けるために聞いたわけじゃないんで。

具体的な例を言いますと、円城寺の東洋染色の道路沿いのところを今やっておるんですね。

あれは60メートルあるわけですね。撤去費用だけで40万円以上かかるみたいな話なんですね。

生け垣といいますか、フェンスをやると全部で300万ぐらいかかるみたいな話をされているんですけども、やっぱり企業としても設備投資といいますか、もちろんその企業、もうかっ  
ておる会社はどんどんお金を出していただきたいと思うんですけども、そうでない企業もある  
と思いますし、こういった地震によって危険が増すということで、協力しようということで  
やっていただけるわけなんです。先ほどの基準で40メートルが一つの単位であるならば、40メ  
ートルを超えるところについてはもう少し上限額を上げるということを考えることはできない  
か、検討はやっていただけないかということについてお尋ねしたいということです。

それから、JRの件は、待っている、待っているだけでは、いつまでたつたってちが明か  
へんので、というのは、地震が起きたら本当にあれは潰れますよ。車が通っておるときに潰れ  
たら、鉄の柱ですからね、非常に怖いわけなんですね。だから、一日も早くやってもらわな  
いかなわけですので、JRに対して強く要望すべきじゃないかなと思うんですね。

いわゆる検査員の日程がなかなかとれないと言いながらも、やっぱり優先してやってもら  
うように要望すべきではないかと思うんですけども、これは町長さんにお尋ねしたいと思いま  
す。どうですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） まず、企業等に対してのブロック塀の撤去の問題であります。これは  
私ども行政も、企業の皆さんも、住民の皆さんの安全や、あるいはそういう環境を守ることは、  
私ども行政と一緒に頑張って対応すべき企業の責務でもあると思います。

ですから、今、私どもは、立てた補助要項については、企業の皆さんにもやっぱりある程度  
の御努力をいただいて、御理解をいただいて、環境を守ることをぜひ御理解をいただいてお願  
いしたいということでもありますから、今この補助要項を見直して対応をとるということは考え  
てはおりませんが、これからのいろんな環境等はやっぱり考えていかなきゃならないと思いま  
す。

でも、私どもと一緒に、企業も社会責任の中でやっていただくことも考えていただく  
ことを御理解いただけるようにお話しすることもやっぱり我々の責務でありますから、そうい  
うことも踏まえて対応を進めていければと思っております。

そしてまた、今の東海道線の件ですが、当然私も、前からかかっている時間に関してはやは  
り長過ぎる部分もありますから、ところどころにおいて担当の部署に確認をしておったんです。  
その都度、またJRへいろいろ確認して対応しておったんですが、JRもいろんな状況の中で  
優先順位があったかもしれません。もっと危険なところで対応しなきゃならないところへ人  
を送ることがあったかもしれませんが、いずれにしても3カ月なんていうのは長いと思います。

そしてまた、今言われたように地震等があったときには、大きな災害になる可能性を持って

いるところですから、より強くまた要望して、一日も早く体制がとれるように、J Rに対してもいま一度要望をしまいたいと思っています。

J Rに特にお金がかかるわけじゃないですのでね。ただ、J Rのところをやるときには資格を持った人がいないと触れないという難しい問題もあったようであります。そういうこともクリアしながら、もう一度努力してみたいと思っています。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） じゃあ、J Rのほうはよろしくお願いします。

ブロック塀の件ですけれども、今、現時点で補助要項を見直していただけないということで、企業のほうも協力していただきたいというような町長さんのお話なんですけれども、そうとするならば、例えば今の段階で補助金を上げたり何かすることは要項の中でできないのであれば、例えば来年度課税する税金ですね、固定資産税、こういったものを少し安くしてやるとかということは考えられんかな。その辺はどうですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 企業の皆さんにもいろいろ御理解やお願いをしてやっていかなきゃあかんということで、平成7年にこれができたときには、企業に対しては対象外だったんですね。だけど、やはり今言われたように、企業の中にもそういう協力をしていただいて一緒にやろうということで、平成17年に企業を対象にやらせていただいたのが10年前だったわけです。

そういう思いや流れもある中でやってきたことでありますので、ぜひ企業の皆さんにも企業責任や、あるいは我々と一緒になったまちづくりの環境づくりの意識もしていただきながら、ぜひ一緒になって対応を考えていただきたいと思います。

今言われたような措置をしながらということは、今はまだ考えておりませんが、いろんな方法があるかはまた研究をしてみたいと思います。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり承認されました。

この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第48号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり同意されました。

第49号議案 笠松町犯罪被害者等支援条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 49号議案の犯罪被害者等支援条例についてお尋ねします。

けさの新聞に、揖斐川町が県下で最初に制定、施行されたということが載ってございまして、全国的にこういった条例が制定される動きになっていると理解しているんですが、ただちょっと中身が抽象的な文言が多いので少し具体的に教えてほしいんですが、まずこの支援条例における犯罪というのは、具体的にぱっと思い浮かぶのは殺人とか強盗とか、傷害等なんですが、例えば振り込め詐欺のそういったのは入るのかどうか、いわゆる詐欺事犯みたいなのが入るかどうかということと、これは被害者本人が、もしくは遺族が申請して初めてそういったものに認定されるのかということと。

もう一つ、これは国内の事件に限ったものなのか、それとも海外で強盗とか、あるいはテロとか、そういった巻き込まれた場合はどういうふうにしていただけるのかということと。

それと、こちらの下のほうに、二次的被害ということでプライバシーの保護みたいなことが書いてあるんですが、これは例えば実際に条例が施行されて適用された方がいた場合、被害者の方、もしくは遺族の方のプライバシーについてどういうふう配慮をするのか。もちろん予算執行された場合には、当然こういうのには上がってくるんですが、議会なんかでも、その場

合の対応の仕方、あるいは一般向けにこの辺の告知とかそういったものはどういうふうにしていかれるのかということと。

もう一つ、この辺もちょっと確認したいんですが、第7条、相談及び情報の提供等で、町は、犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、関係機関等との連絡調整を図るとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。そして2番目に、町は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置するものとするところがあるんですが、実際にどの課に、こういった形で窓口が設置されるのかということと。

この文言を読みますと、例えばストーカーとかDVの被害を受けている人もこういったものの対象になって、実際、相談をして対処していただけるのかどうか、そのあたりをちょっと確認させてください。

○議長（尾関俊治君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） ちょっとたくさんいただいたので漏らかすかもしれませんけれど、順にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の犯罪等、こういったものがこの中に含まれてくるのかというようなお尋ねでございしますが、こちらにつきましては、先ほど具体例で挙げいただきました犯罪等ということで、刑法その他日本の国の中において刑罰法令に触れるような行為というものを想定いたしておりまして、殺人罪ですとか傷害罪ですとか、あと詐欺、先ほど言われたような事案というようなものもこの犯罪というようなことで定義づけをいたしております。

また、ちょっと後先いたしますが、ストーカーとかDVの話もいただきましたけれども、こちらについては、そこの中の「及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」という行為の中に、例えばストーカー行為には当たらないけれども、警告の対象となるようなつきまといであるとか、あるいは配偶者暴力の関係で身体に対する暴力に準ずるような、心身に有害な影響を及ぼすような行為があったというようなときも含んで対応のほうはしていきたいというようなことで定義づけをさせていただいております。

続きまして、2つ目の認定についてでございますが、こちらのほうも申請なのかということで、条例を制定させていただきましたならば周知等はさせていただきますけれども、一義的には、そういう犯罪以外の方は警察等を通じて一番最初に御相談とかいろんなことがあろうかと思っておりますので、警察署、関係機関には、町においてこういった条例を制定し施行いたしますというような周知の文書を通知させていただくことによって、そちらからこちらのほうにこういった制度の周知ですとか相談にお出かけいただけるような手だてを講じてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、3点目の日本国内、あと海外でのテロ等についてのお尋ねでございます。こち

らにつきましては、御参考までにあれなんですけれども、国のほうで犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律がございまして、こちらの中では、日本国内、または日本国外にある船舶ですとか航空機内において行われた人の生命または身体を害するような罪に当たる行為というような規定がございまして、現行ではこれに沿ったような形での捉え方をしてまいりたいと考えておりますので、ちょっと海外、その地であったことについては、適用からちょっと今、現段階では外れてくるのかなというような認識を持っているところでございます。

続きまして、4番目の二次的被害云々というようなことに関連の中で、プライバシー対応というようなことですが、こちらにつきましては、この条例の一番大上段になるんですけれども、目的ですとか、あとそれぞれ施行に際しての基本理念的なことが掲げられてございます。こういった部分で関係機関であるとか事業所等を含めて、住民の皆さんを含めて、こういった制度の周知に努めていきたいという中での対応を現在考えているところでございます。

続きまして、5つ目が第7条の関係で、相談・情報提供の条項についてのお尋ねをいただきました。こちらのほうは、町で今現在でも、先ほど具体的な例でお話しくれましたDVですとかいろんな関係については、主に福祉子ども課ですとか、そういったところが関係機関の一義的な窓口で、相談は応じておる現状があると認識をいたしております。そのような中、今回2項において、総合的に行うための窓口を設置するというような規定を置かせていただいております。これについては、そういった部分が担っておる部分もあるんですけれども、今回この支援条例を制定させていただいた後は、町の今現在、総務部総務課のほうでそういった総合的な窓口を設置させていただいて、この条例の施行に当たっての対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 非常に明確にわかりやすい答弁、ありがとうございます。

少し確認したいんですけど、そうしますと、例えば振り込め詐欺に遭った人もこの条例によって多少なりとも救済していただけることもあるというふうに理解していいんでしょうか、例えば、それとか特殊詐欺のように、今、非常にお年寄りが問題になっていますが。

ということと、あとお尋ねしたいのは、先ほどの認定の仕方ということですが、被害者自身が役場に来て申し出るのか、例えば警察に相談へ行ったときに、警察のほうからこういう制度がありますから、どうぞ利用したらどうですかというふうにアドバイスを受けてくるのか、それとも相談窓口に行って、私はいろいろDVとかいろんな被害、ストーカーに遭っているんですよと、そのときに、役場の担当された方が、町のほうではこういうのがあるので、もしあなたが非常に精神的負担とか、あるいは経済的にいろいろそれによって損害をこうむったら支援

できますよと、そういうふうにアドバイスしていただけるのか、これはどういうふうに、ちょっとイメージが湧かないんですけど、実際困っている人、被害を受けた人がどのような形で申請を出されるのか、どういうふうにイメージされていますでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 町長。

○町長（広江正明君） この条例の基本的な考え方というのは、今、総務部長がお話ししたように、確かにテロとかいろんな大きな犯罪とかということで被害をこうむったときに、確かに今、国としても救援の法律ができて、そういう方に対する救援はできるようになったんですね。

ところが、いろんな犯罪やいろんなそういう被害を受けられた方が、国の救済や補償をきちんと手にするまでは1年も2年もかかる状況が今までずっとそうなんです。ですから、そういう意味で、被害者の方にやはり一番身近な自治体で寄り添いながら、少なくとも、きょう犯罪に遭ったときに、あしたから困るような部分がいっぱいありますよね。生活していても、すぐあしたからのお金が困ったり、いろいろとなると。そういうときに、やっぱりきめ細かく対応をして、そういう相談ができる窓口をそれぞれの自治体でつくろうよということで出てきたのが基本的な考え方なんです。

そういう意味で、初めの相談をその方々が警察とか弁護士さんとか、県にはもう窓口がありますから、県など相談されると思いますが、やはり一番身近なそれぞれの自治体の中で寄り添って相談できる窓口をまずつくって、そこでやはり我々がいろんな橋渡しをしたり、その方に犯罪から立ち直っていただくために、一日も早く対応できる姿勢をとろうよというのがこの条例の基本姿勢でありますので、そういうところから見て、今それぞれの自治体が考えて対応を進めるようになったというのが基本的な考え方です。

今言われた細かいことの補償や相談の窓口というのは、町の総務課においてやる予定ですが、なかなか犯罪被害者の方がすぐ警察とかいろんなところへ行く敷居が高いときには、そういう寄り添って相談できる窓口をというのが基本であることから始めていただければ、この法律の趣旨がわかるのではないかと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） すぐに、言うなら臨機応変にその都度、犯罪というのは本当に浜の真砂のようにいろいろあって、ケース・バイ・ケースだと思います。それで決め打ちして、このやつは適用できない、これは同じようなあれでも適用できるというんじゃないくて、やはり被害者の状況とか、あるいはその被害の程度、そういったものにやっぱり合わせて臨機応変に対応していただけるというふうに理解してよろしいんでしょうかということだけ、ちょっと最後に確認させてください。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

この条例の第1条目的に掲げさせていただいたところでございますけれども、犯罪被害者の心に寄り添って、被害者の権利利権を保護して、もって町民の皆さんが安全・安心して暮らせる地域社会の実現を目指しておるものでございますので、当然そういった目線の中での対応をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 今ちょうど古田さんの質問でDVも該当するとお答えがあったんですけど、先日、勉強会で親族間はだめというふうに言われていたんですけど、大体、ドメスティック・バイオレンスって、要は親族間で起きるんじゃないかなと思うんですけど、それは適用されないということですか。例えば、夫に奥さんがやられてという。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

支援の中でも経済的支援というような部分がございます、一つには、代表的なものとして、今回補正予算のほうでも上程をさせていただいておるんですけども、一つには遺族支援金ということで、犯罪行為によって住民の方が亡くなられた場合については、今、要項のほうでは30万円を支給させていただきたいというようなことを考えておりますし、また重傷病の支援金というようなことで、重傷病で1カ月以上のそういったような傷病がおありだというときには、10万円の支援金の支出を考えております。

そういったものの支援を行うときに当たって、その犯罪を誘発したような原因が本人にあつたり、社会通念上というようなことで親族間にある場合ですとか、あと具体的には暴力団員の関係であつたりとかいうようなことを通念上は支援を行わないことができるというようなことを規定しようと思っているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 相談は乗るけれども、要するにお金は出せないよということですよ。そういうことですよ。

結構、今、旦那さんの暴力で大変困っているという相談は、私は本当に実際受けたんですよ。それで、生活保護申請を受けたいけどと言われても、結局は生活保護というのは、笠松町ですぐ決定がないものですから、県の人に来ていろいろ説明して、警察のほうに行っても結局何もやってもらえなかったものだからと言われて、結局は、要はアパートとか借りたんですけども、結局また戻ってみて、何かあんまり旦那さんを怒らせないようにしているのをち

よっと聞いているんですけど、その辺ももうちょっと支援していただけるようになるといいかなと思うんですけど、また別の話かな。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） 大変お待たせしまして申しわけございません。

今の現状の中においても、そういったいろいろな今お話しくださいましたような御相談については、福祉の担当窓口のほうでいろいろお話を伺ったり聞かせていただいて、できる対応をさせていただいているところでございます。

今回、条例の中で、先ほどのストーカー行為には当たらない、当たればそういったストーカー行為等の規制に関する法律という、ストーカー規制法というのにさわることになってきますし、そうでない場合でも、警告の対象となるようなつきまとい等ということも行為の中には入っておりますので、そのあたりも警察と情報とか共有させていただきながら、住民の方の困っておられる事案に対しては、町として寄り添いながら相談のほうを乗らせていただけたら思っているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 済みません、まず犯罪被害者等基本法、平成16年に法律第161号としてできたところで、この国の運用は総務省ですか。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

お尋ねの犯罪被害者等基本法につきましては、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省の各大臣の署名によって成立をいたしている法案でございます。

ですから……。

〔発言する者あり〕

済みません、もう一度申し上げます。

〔発言する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） 大変失礼をいたしました。お答えをいたします。

大変広範に多岐にわたる法案でございますので、今、手元の資料で申し上げますと、この基本法の制定に際しては、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣の署名のもとに成立し、施行されてきているというようなものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） だから、この法に基づいたのを基本にして判断を、笠松町でできたも

のについては、総務が窓口となって判断をされたり、そのお話を聞いて寄り添って、どこかに道を開いていていただくと、そういうものだというふうに考えますが、それでよろしいですか。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

そのとおりでございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 2つ聞きたいんですけども、第11条の人材育成、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するためとあるんですが、どういう人を育成しようとしているのか。民間、ボランティア的な、例えば民生委員みたいなふうだとか、それか専任で置くのか、どういう人のことを言っているのかということと、それから第13条、支援を行わない場合の件なんですけど、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときというのは、犯罪被害者が今度逆に報復行為で加害者になるというようなことなのか。そして、先ほどちょっと田島議員のときに答弁されていましたが、社会通念上適切でない認められるときというのは、例えば暴力団とかそういうのがというふうなことを言われたんですが、もう少しその辺を具体的に説明をお願いしたいんですけども。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

まず1点目の第11条の人材育成をするための研修等についてのお尋ねでございますが、基本的には町の担当職員等を想定させていただいているところでございます。このところだと、岐阜県警が主催する犯罪被害者の支援に対する講演会ですとか勉強会というようなものも開催されておりますので、そういったところへの参加等をするによりまして人材の育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の第13条の関係で、その他支援を行うことが適切でない場合というようなことで、犯罪等を誘発したときというようなことで、こちらのほうも支援に当たっては申請をいただきまして、関係機関ということで警察署等へそういったような情報提供、同意を出していただいてから、情報収集をしながら努めてまいりたいと考えておりますので、そのあたりでそういったような行為が適切でない場合に該当するというようなことであればこの条文を適用していくというようなことになると思います。

それと、あとそれ以外で先ほどお答えしたところでございますけれども、犯罪被害者と加害者の間に親族関係があった場合、事実上、婚姻関係を含むというような場合ですとか、あと審

査する者が暴力団員等であった場合というようなところを想定して要項をつくってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

第50号議案 笠松町上下水道事業経営審議会設置条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ここに関連してですけれども、町長にお聞きしておきたいんですが、水道を公会計にし、それから人口3万以上のところは民間に経営を移しても構わない、そういう流れや、それからもう一つは、きょう竹中さんが質問されていた連携協定の中で、水道の水平補完で合同のというような話が出たりしておるようですが、町長はどう考えているのか。私は笠松町の水道として単独でというか、もちろん岐阜県全体でいろいろと考えられてくる部分もあるんですけれども、そういうときに、ちゃんと町民の命として守られる水道事業をきちっと町として遂行してほしいと思っておりますけれども、その辺での町長のお考えを聞いておきたいと思っております。

同じく、次に下水道についてですが、下水道は10市町の流域下水道事業でやられているんですが、これは県がどう思われているかもありますけれども、どういう動きがあるのか、その辺がわかれば教えてください。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる水道事業というのは、今いろいろ御質問があったんですが、当然、笠松町においては単独の水道事業として運営していくことの中で、こういうような審議会で、これからの安定経営を踏まえたあり方を皆さんに審議をいただくためでありますから、これは単独の水道事業でいいと思っておりますし、そのつもりであります。

ただ、下水道のことについては、流域下水道の中で対応してやっていることでありますから、私どもの流域下水道の中でのあり方を、これもまた経営的にどう対応できるかということも審

議会で洗い直していただくことであります。

健全経営をきちっとやっていくための大きな指針を出していただくための審議会でありますから、これと広域での水道や下水道という問題とは違うと思っています。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） この審議会設置なんですが、全国どこの自治体、市区町村も水道事業に関しては赤字化していると私は思っているんですが、今後、その経営については非常に厳しいものがあると。いわゆるそのインフラ整備、要するに水道管の布設替だとか、それから下水道の施設そのものの老朽化による建てかえ等もやっていかないかんわけなので、全国的にどこの自治体も苦慮している状況だと思うんです。

簡単に値上げもできないというようなこともあるわけなんですが、この審議会設置については、多分経営状況を改善する、経営状況を将来的に安定させるために設置されるのではないかなと思うんですけれども、これは法律的にこういったものを設置しなければいけないということがあるのかどうかはまず一点知りたいのと。2年前ですか、3年前ですかね、下水道料金を値上げしたときには、こういった審議会というのは設置がなくて、いわゆる笠松町独自で値上げを決定したわけなんです。今回、私は水道料金の値上げのことがあるのではないかなと思っていますんですけれども、水道料金も先ほど言いましたように全国的に厳しい状況にある、笠松町も同じことだと思うんです。

それで、ここ10年、20年、30年先のことを考えていくと、水道料金が今の体系ではとても無理ではないかなということをおもいますので、この審議会の設置をしなくても、いわゆる町長の判断で将来的なシミュレーションができるわけですから、どのぐらいの料金に値上げをするというようなシミュレーションができると思いますので、町長自身が議会に対して水道料金の値上げを提案すればいいのではないかなと思います。わざわざ審議会を設置してやらなきゃいけないということについての、この設置についての考え方といいますか、意向についてちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 審議会にかけて全体的な水道、あるいは下水道の今後のあり方や見直し、そしてまた学術的な中での考え方について、これは多くの皆さんの御意見を聞いて対応することがやっぱり適切であろうということで審議会を立ち上げることをお願いしているわけであり。ただの値上げだけのための審議会ではなくて、ここに書いてあるとおり、いわゆる経営状況もそうありますが、水道あるいは下水道の専門の大学の先生等も入っていただきながら、全体の事業のあり方をもう一回、住民の皆さんや多くの皆さんの意見を聞いて将来展望を立てていこうという思いからお願いをさせていただいているわけであり。

そういうことの中で、いろんな教えや御意見が出てくるものと思いますので、そういうことを参考にして議会の皆さんにまたお諮りをして対応をしていきたいということで進めさせていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 先ほど言いましたように、これを設置しなきゃいけないという法的な根拠ってあるんですか。

○議長（尾関俊治君） 田中建設水道部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 審議会につきましては、設置をしなければならないという法律上の根拠はございません。ですので、必ずしも設置しなくてもいいということでございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

第51号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

第52号議案 笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 古田議員。

○2番(古田聖人君) こちらの条例改正は、家庭ごみも含めて有料化に向けてのいよいよ本格的な第一歩だというふうには思っているんですが、当然のことながら、事業系というのは家庭系のごみ、今、実際に事業系は事業系で個別回収したりというところもあると思うんですが、小さなお店とかそういったところだと、家庭ごみと一緒にまぜて出しているところも少なからずあるように見受けられると思います。

こうした場合、やっぱり事前の啓発活動は当然商工会とかホームページ等でやられると思うんですが、今のところ、どのように事前の啓発活動をされるのか、そしてもう一つ大きな問題なのは、実際に有料化がスタートしても、多分やっぱり幾つかはまぜたごみがあるような、出てくるようなことが懸念されますが、それについて、実際始まってからはどのようにまたそれを周知徹底し、またあるいはそういった違反者というか、そういった方々に対してはどのような指導をしていくのか、そのあたりの方向性をちょっと教えていただきたいんですが。

○議長(尾関俊治君) 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長(堀 仁志君) それでは、古田議員さんからの御質問2点、お答えさせていただきます。

まず1点目につきましては、事前の周知方法ということでございます。今、古田議員さんが言われましたように、広報、もちろんあとホームページ等で周知をさせていただきます。それと、商工会さんを通じまして周知をさせていただくということも想定をしております。

また、商工会員さんに入っていない法人の方もお見えになりますので、その際には、例えば法人町民税の申告書の発送であるとか、個人事業者に関しては確定申告のときなどに、そういう機会を捉えて周知徹底をさせていただきたいというふうに現在は考えておるところでございます。

あと、2点目につきましては、有料化が始まってからのことについてでございます。

現在、有料化が始まっても家庭ごみのほうに出されるということは想定をしております。その際には、やはり明らかに事業系のごみということでありましたら、業者のほうがいエローカード等を張らせていただきまして、その排出ごみを引き上げるように指導をするとか、またその特定ができれば、そちらの事業所のほうにお話をするというようなことで現在のところ考えているところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長(尾関俊治君) 古田議員。

○2番(古田聖人君) ありがとうございます。

事業系のごみの難しいところは、明らかに事業系とわかるごみと、変な話、家庭系かどっちでもとれるようなごみが多分あると思うんです。やはりそれは悪意がなくても、勘違いされて出される方もいると思いますので、やはり現場で直接そういったものを見て、もちろん業者の方もそうなんですが、できましたら、最初のうちは職員の方も収集のときに同行されて、どの地区でどういったものが誤って排出されているか、そういったことで、やっぱり現場での確認もしっかりしていただきたいなと思いますので、これは要望とさせていただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 事業系のごみというので、これまで、今のところは事業系として登録されて町から許可をいただいて、今やったら高島衛生さんへ持ち込んでという形をとっているんですよね。

今の出し方の現状をまず教えてください。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

現状の事業系ごみの出し方につきましては、2通りございます。収集許可業者が収集する場合ということで、収集許可業者と各事業所が契約をいたしまして、許可業者が事業所に収集に行くという方法と、あと今、長野議員さんが言われました高島衛生さんのほうに直接搬入をするという2通りの方法でございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） これからもその2通りの方法で行われ、料金の支払いはどのような形になるのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 2点の御質問でございます。

有料化になりましても、今の2通りの方法というのは変わりなく実施をしております。

料金の収納の関係ですが、まず先ほど言いました許可業者と事業者が契約をしている場合には、その契約書の中に月の数量が明記されているというか、取り交わしておりますので、その数量に基づきまして手数料を収納いただくというのを想定しております。

そして、直接搬入につきましては、高島衛生さんに持ち込む際に数量、重さをはかりますので、それを月単位で手数料を納入していただくという想定をしております。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そうした場合、基本的には、業者と契約した方たちは徴収についても

心配ないと思いますし、事業者のほうもいいんですが、高島衛生に運び込む方は、その都度払うんじゃなくて、1カ月を単位として請求事務を高島衛生のほうでやっていくんでしょうか。

そして、10キロで100円ということですが、例えば13キロだったら幾らになるとか、そういうのはないんですか。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 高島衛生さんのほうに直接搬入した場合の手数料の収納につきましては、現在調整をしております。

1カ月間に、ある事業所が高島衛生さんに搬入をしまして、数量をはかります。それを1カ月積み上げた数量に関して手数料をいただくわけなんですけど、その手数料の収納につきまして、高島衛生さんのほうで事業所から収納するのか、役場のほうから収納するかというのは今協議中でございます。

あと、先ほどの13キロの場合ですと、10キロごとに108円ということになりますので、10キロを超えているということで216円という計算になります。以上でございます。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

第53号議案 笠松町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

第56号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

第57号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

第58号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

第59号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

第60号議案 平成30年度笠松町下水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

延会 午後2時25分

